October

落合駐在所だより ~広報おちあい~ 令和5年 70月号

地域安全運動の実施

運動期間

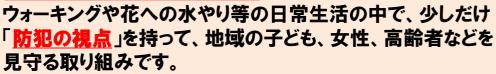
10月11日(水)~10月20日(金)の10日間

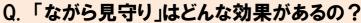
運動重点

◆ 子供と女性の犯罪被害防止

「ながら見守り」のお願い!

「ながら見守り」= 日常生活+αで行う防犯活動





A. 犯罪者に「添田町(落合地区)では、どこかで誰かが見ている」と 認識させることによって、地域の犯罪抑止力UPが期待されます!

※ 活動事例

犬の散歩中に、不審者(車両)を発見した。⇒警察へ通報 点灯していない街灯がある。 ⇒町役場へ連絡 など





子どもや女性を守る「目」を増やすためにも、日常生活の機会に実施 できる「ながら見守り」は必要ですので、是非活動にご協力をお願い します!

野焼きは原則禁止です!

田川警察署管内において、認知した野焼き事案に ついて、消防が駆けつける騒ぎにもなっています! 自宅の庭などでゴミを燃やす行為は、いわゆる 「野焼き」に該当し、

違法となる可能性が高く、

野焼きは公益上やむを得ない廃棄物の焼却など、 ごく一部の例外を除き、禁止されています。 違法な野焼きは、

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十六条の二」の違反

に該当し、

「5年以下の懲役若しくは1.000万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する」 と罰則が定められており、非常に置い罪となります ので、安易なゴミの焼却はやめましょう!

【落合駐在所管内】

令和5年8月中 事件•事故発生状況

◎事件 なし

○ 人身事故 O件

◎ 物件事故 O件





8月は、皆様のおかげで交通 事故の発生はありませんでした。 引き続き、脇見運転をしない など、集中力を保持した運転を お願いします!